

群馬県最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP公開版

(整理番号0920)

第4回 専門部会

令和7年8月26日 非公開

開催日時	令和7年8月26日	8時30分～12時32分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それでは、定刻となりましたので、最初に事務局のほうからご報告申し上げます。 本日、ご出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名でございます。最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なさった委員の方全員に、内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	本日はお忙しい中、早い時間にお集まりいただきありがとうございます。ただいまから、第4回群馬県最低賃金専門部会を開催し

	たいと思います。 本日の専門部会ですが、途中で個別の協議もあろうかと思いますので、7階の隣の会議室と9階に会議室を用意しております。 必要の場合は、ご使用いただければと思います。 公益委員の方に対しましては、打合せ等はこの会場でよろしく願いたいします。 進行につきまして、個別の協議等が必要な場合には、随時発言をしていただきまして、会議を休会するなどして、ご審議いただくということをお願いいたします。 議事に入る前に、本日の資料についてご説明いたします。 資料は2点ございますけれども、公益委員よりご依頼があり事務局で作成し、既に皆様にはメールにて先行して送付してございますが、まず、資料ナンバー1ですが「労働分配率と最低賃金額の比較」でございます。 資料ナンバー2は「1事業従事者当たり付加価値額」でございます。 では、この後の議事進行につきましては、 部会長をお願いいたします。 よろしく願いたいします。
部会長	それでは、議題に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきましてご質問等ございますでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	それでは、会議次第に従いまして議題（1）群馬県最低賃金額の審議に入ります。 前回、労働者側は生活費という観点で、連合リビングウェイジ2024の群馬県1,100円を目指し、現行の985円に115円プラスを要求され、最後は目安の63円に40円プラスの1,088円を要求されました。 使用者側は第4表②のBランクの賃金上昇率2.9%を最低賃金に乘じ、端数切り上げ、現行の985円に29円プラスをご提示され、最後は目安の63円に26円マイナスの1,022円を提示したところで金額検討のため持ち帰るとなりまして、閉会となっております。 本日は、持ち帰った結果につきまして、ご意見を願いたいしたいと思います。まず、労働者側から願いたいします。

委員	労働者委員の 〇〇〇 です。よろしくお願いします。 今回ですね、結果を持ち帰りまして、再検討いたしました。その結果ですね、目安額 63 円に近隣県との額差是正をプラス 20 円ということで、1,068 円を要求したいと思います。よろしくお願いします。
部会長	はい、ありがとうございます。 それでは使用者側からも、ご意見をお願いいたします。
委員	使用者委員の 〇〇〇 です。私共も持ち帰って検討した結果、非常に厳しい数字だろうということには変わりないのですが、目安 63 円から 10 円マイナスの 53 円、1038 円を提示したいと思います。
部会長	はい、ありがとうございます。 ただいまの、労使双方の提示されました金額を確認いたしますと、労働者側からは現行の最低賃金に 83 円プラスの 1,068 円、使用者側からは 53 円プラスの 1,038 円、ということでよろしいでしょうか。 ご意見をお伺いしましたが、かなりの隔たりがございます。もう少し歩み寄ることはできるでしょうか。 労働者側委員、いかがでしょうか。
委員	労働側委員の 〇〇〇 です。検討した結果で、一旦提案しましたので、やはりですね、ここ数年の近隣県との額差が広がりつつあるなかですので、これ以上広がるということは県の魅力等と人材流出等を考えますと、これ以上、下げるということは、今回は難しいです。以上です。
部会長	はい、ありがとうございます。 使用者側はいかがでしょう。
委員	はい、 〇〇〇 です。こここのところ数年、高額の最低賃金の上昇が続いておりまして、最低賃金近傍、あるいは未満の企業が疲弊感を持っているのは間違いありません。また、昨年同時期と比べて目安額もそうですけれども、昨年よりも大幅に上げるというのは現実的には考えにくいのが現状でありますので、この数字を提案させていただいたということでございます。

部会長	はい、ありがとうございます。 労働者側、使用者側ともにこれ以上の歩み寄りには難しいということですが、いかがでしょうか。
委員	労働側委員のです。我々もそうですし、使用者側の方々もこれ以上の歩み寄りには難しいということを考えますと、ここでそれぞれが公益の皆さんにご意見を聞いていただきたいということもありますので、それぞれ別室で公労、公使会議の開催を要望したいと思います。
部会長	はい、ただいま、労働者側委員から、公労、公使協議のご要望がございましたが、使用者側はいかがでしょうか。
委員	はい、です。状態が膠着しておりますので、公益の先生方に入ってもらって、また、よくお話しを持ちたいなというふうに思っています。
部会長	はい、ありがとうございます。労働者側、使用者側ともに協議のご要望がございましたので、これから公労及び公使協議を行います。 それでは、休会いたしまして、別室において、個別に協議させていただきますので、各会場までご移動をお願いいたします。 【公労、公使協議のため休会】
部会長	それでは、専門部会を再開させていただきます。 ただいま、公益が、労働者側、使用者側から、それぞれ個別にご意見をお伺いいたしました。 それぞれ、ご検討を非常に真摯にいただきまして、貴重なご意見をいただきました。それぞれお考えがありまして、労使各側のご意見は、非常にごもつともなものでございました。 そこで引上げ額でございますが、お互い変わらずですね、労働者側は 83 円、使用者側は 53 円のまま、ということでご理解させていただきましたが、よろしいでしょうか。 それでは、額の開きが引き続きございますので、次の調整段階に入っていくことになろうかと思います。先ほど、公益が、公労・公使協議を行いましたので、これからのご提案といたしましては、公益による見解を出させていただくということで、次に進めて行きたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員	【異議無し】
部会長	労使のご了解をいただいたということによろしいでしょうか。
各委員	【異議無し】
部会長	では、これから一時休会し、公益委員による協議を行いたいと思います。 度々で恐縮ですが、労使委員は、それぞれ控室でお待ちください。再びご説明に参ります。 【公益協議のため休会】 【その後、公労、公使協議のため引き続き休会】
部会長	お待たせいたしました。それでは再開させていただきます。 長時間に亘る公労、公使協議にご協力いただきましてありがとうございます。 それでは、公益見解のほうを述べさせていただきます。 【公益代表委員見解（写）を配布】 今、紙をお配りさせていただいたかと思いますが、それをこれから私が話しますものの大観が書かれている紙でございます。 それでは見解を申し上げます。 【公益代表委員見解を読み上げ】
部会長	少し長くなりましたが、公益見解は以上でございます。今読み上げた内容でございます。 基本的に、今お配りした文章を正式な公益代表委員見解として、今後お使いするということでございます。この公益代表委員見解につきまして、採決をしていただきたいということでございます。 採決につきましては公益委員も加わりますが、部会長の私は採決には加わりません。 そういう進め方で採決をするということによろしいでしょうか。
各委員	【異議無し】

部会長	はい、ご協力いただきましてありがとうございます。 それでは、採決をさせていただきます。ただいま読み上げました公益代表委員見解でございますが、引き上げ額は 78 円、改定額 1,063 円という公益見解に賛成の方、挙手をお願いします。 賛成者・・・挙手 4 名 反対の方、挙手をお願いいたします。 反対者・・・挙手 3 名
部会長	そうしますと、私を除きました 7 名の方のうち、賛成が 4 名、反対が 3 名ということになります。 よって、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 3 項によりまして、公益見解を決議とさせていただきます。 ただし、全会一致ではございませんので、審議会令第 6 条第 5 項の適用はございません。その旨、審議会に結果をご報告することといたします。 そのほか事務局で何かございますでしょうか。
事務局	はい、今回、全会一致となりませんでしたので、専門部会としては、部会長名による報告書を作成いたしまして審議会に報告し、審議会でも、専門部会の報告書に基づく審議をしていただくこととなります。 この後、報告書の案を準備させていただきますが、この案につきまして少しご説明申し上げます。 中央最低賃金審議会の答申の別紙 1 に記載されているとおり、「審議の時点における最新のデータに基づいて、生活保護と最低賃金の比較を行い、乖離が生じていないか確認をすることが適当」というふうにされています。これに基づきまして、最新のデータと比較した結果、群馬県最低賃金は生活保護を下回っていなかったことの記載を報告書にさせていただくこととなります。 この取り扱いでよろしいでしょうか。
部会長	ただいま、事務局から説明のありました報告書記載の件につきましては、よろしいでしょうか。
各委員	【異議無し】
部会長	そのほかご意見等ございますでしょうか。

委員

使用者側委員の 〇〇〇 でございます。

金額についての議論は尽くしたと思いますけれども、付帯の要望事項がございますので、その点につきましてお願いを申し上げます。

群馬労働局及び群馬県に強く要望いたしたい内容としましては、毎年申し上げている助成金等の支援策につきまして、特に、月例賃金を上げるということは、単一年度の問題ではなく継続的な人件費支出増となるということである以上、一回だけではなくて、複数年に亘る継続的な支援がなされる施策を要望いたします。

もうひとつ、深刻な人手不足に対応するため、「年収の壁」を維持する施策の撤廃を要望したいと思います。

それからもうひとつ、中小企業の賃上げ原資確保支援として中小企業に対する優遇税制を導入するとともに、可処分所得増加のため、所得税減税と社会保険料減税を要望したいと思います。

最後に、現在の最低賃金決定プロセスは、最低賃金法に基づいたものとは到底考えられない状況でございます。最低賃金法を改定して、現行の審議会方式は廃止すべきである、ということを要望いたします。

以上につきまして、報告書及び答申書に記載することにつき、発議をさせていただきます。

ご審議、ご承認いただきますこと、宜しく願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

〇〇〇 委員からご意見がございました。

これらのご意見は、部会長といたしましても、今回のこの状況を鑑みまして、もっともな、やむを得ないご意見であると理解するところでございます。

このご意見を、報告書に盛り込むことについて、労働者側委員の先生方、ご意見ございますでしょうか。

委員

労働側委員の 〇〇〇 です。

盛り込むことにつきましては、労働側としても賛成であります。また、今年度の審議としては、昨年より社会情勢の変化が著しい中で、非常に難しい協議だったと思っています。また、そこについては、労使双方がそれぞれの立場から、様々な視点で金額の協議を重ねてきましたけれども、最終的には合意に至らなかったということで、公益委員の皆様に見解を仰ぐ形となりました。労働者側とし

	ては、近県との額差是正というのは昨年から強く主張してきましたけれども、今回その結果が受け入れられて目安を大きく上回ってきたとなったことに関しては真摯に受け止めております。先ほどですね、■■■■委員から発言された付帯事項についても、労働者側からも強く要望いたしたいと思います。特にですね、中小企業支援の部分に関しては、労働側、連合群馬としても政策提言を毎年行っていますが、そこでもしっかりと行っていきたいと思っております。また、価格転嫁については、進展はみられていますけれども、十分な状況とはいえないという実態もありますので、こちらについても行政の立場から、更なる施策の推進をお願いいたしまして労働側委員としての発言といたします。以上です。
部会長	はい、ありがとうございます。 公益の先生方、ございますでしょうか。
公益委員	【意見なし】
部会長	それでは、報告書に盛り込むことにつきまして、そのようにお願いいたします。 事務局には、ただ今の使用者側からのご意見を反映した報告書の作成をお願いいたします。
事務局	はい。承知いたしました。 それでは、報告書の案を準備いたしますので、一時休会をお願いいたします。
部会長	それでは、暫時休会といたします。 【休 会】
部会長	では、会議を再開いたします。 専門部会から審議会会長あての報告書を確認させていただきます。 事務局、お願いいたします。
事務局	はい、そうしましたら、これから報告書案を読ませていただきますので、ご確認をお願いいたします。なお、別添といたしまして公益見解のほうがついておりますが、先ほどお配りしたものと同じでございますので読み上げは割愛させていただきたいと思いま

	す。それでは読み上げさせていただきます。 【報告書案の朗読】 以上でございます。
部会長	それでは、報告書の内容を確認していただきたいと思います。 本文に、別紙１「群馬県最低賃金」と別紙２「群馬県最低賃金と生活保護との比較について」が添付された報告書になります。 これでよろしいでしょうか。
各委員	【異議無し】
部会長	それでは、この報告書を群馬地方最低賃金審議会長あて提出することといたします。 よろしいでしょうか
各委員	【異議無し】
部会長	最後に事務局から何かございますか。
事務局	最後に、報告書をまとめていただきましたことに対しまして、労働基準部長からご挨拶を申し上げます。
基準部長	労働基準部長の橋口でございます。 ただいま、群馬県最低賃金専門部会として、群馬県最低賃金の改正決定にかかる報告書をまとめていただきましたので、部会の皆様に一言、御礼を申し上げます。本年度の審議につきましては、群馬県における労働者の生計費、賃金、賃金支払能力に基づきまして、県内における指標等、また、近県との比較などを踏まえまして真摯な御議論を尽くしていただきました。誠にありがとうございます。 専門部会委員の皆様の御尽力に対しまして心から深く感謝を申し上げます。簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。
部会長	最後に、（２）その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局	はい。参考ではございますけれども、この後開催されます審議会において、答申が行われ、本日中に公示した場合、異議の申出期間が、公示日の翌日から起算して15日間となっており、計算いたしますと期限が9月10日水曜日となります。 従いまして、異議の申出があった場合は、9月11日木曜日午前10時から審議会でご審議をいただくこととなります。 以上でございます。
部会長	このことについて、ご質問などございますでしょうか。
各委員	【意見無し】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは最後に確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【意識無し】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。ありがとうございます。 以上で、第4回専門部会を閉会とさせていただきます。ご審議、大変お疲れさまでございました。